

後期高齢者医療保険料改定のお知らせ

令和2・3年度の保険料、賦課限度額及び均等割額軽減の基準額が変わります。

1 保険料（年額）について

被保険者の皆様から納めていただく保険料は、2年ごとに見直すことになっています。令和2・3年度の保険料は、次の表のとおり引き上げることになりました。

	令和2・3年度（新）	平成30年度・令和元年度（旧）
所得割率	8.98%	8.67%
均等割額	47,200円	45,800円

2 賦課限度額（年額）について

「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の改正に伴い、令和2年度から保険料の賦課限度額が62万円から64万円に引き上げられます。

	令和2・3年度（新）	平成30年度・令和元年度（旧）
賦課限度額	64万円	62万円

3 均等割額の軽減の拡大について

所得の低い方の均等割額5割・2割軽減の対象となる基準額が拡大されます。

	令和2・3年度（新）	平成30年度・令和元年度（旧）
5割軽減	33万円+ (28万5千円×被保険者数)以下	33万円+ (28万円×被保険者数)以下
2割軽減	33万円+ (52万円×被保険者数)以下	33万円+ (51万円×被保険者数)以下

※軽減判定の金額は、同一世帯の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等の合計額で判定します。

※総所得金額等とは、年金所得、給与所得、事業所得などの所得及び退職所得以外の分離所得の合計額をいいます。

4 保険料の計算方法について

年間の保険料額は、次の方法で計算して個人ごとに決まります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料} \\ \hline \text{(限度額 64万円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{47,200円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{(前年中の総所得金額等一基礎控除額33万円)} \\ \hline \text{× 8.98\% (所得割率)} \\ \hline \end{array}$$

令和2年度の年間保険料は、令和元年中の所得状況等に基づいて7月に決定し、お知らせします。